

# インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

[www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro](http://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro)

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士  
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 [www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

[www.npa.go.jp/cyber/soudan.html](http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html)



ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



[www.ihaho.jp](http://www.ihaho.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くにアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 [www.jinken.go.jp](http://www.jinken.go.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請<sup>(※)</sup>を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



[www.saferinternet.or.jp/bullying/](http://www.saferinternet.or.jp/bullying/)

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



[www.safe-line.jp](http://www.safe-line.jp)

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



[www.internethotline.jp](http://www.internethotline.jp)

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

## 専門機関の相談・通報窓口一覧表（簡易版）

項目/名称	違法・有害情報 相談センター	法務局・地方法務局 (人権相談)	一般社団法人セーフアーインターネット協会 (SIA)		インターネット・ホットラインセンター (IHC)	日本司法支援センター (法テラス)	
			セーフライン	誹謗中傷ホットライン			
運営主体 (または委託主体)	(総務省委託事業)	法務省	一般社団法人	一般社団法人	(警察庁委託事業)	法務省所管の法人	
相談対象者	誰でも	誰でも	誰でも (リベンジポルノは被害者 ご本人)	誰でも (被害者ご本人、児童の場合は保護者 の方や学校関係者)	誰でも (webフォームによる通報のみ。相談窓口 ではない)	法制度情報、相談窓口に関する情報提供：誰で も 弁護士による法律相談：資力要件を満たした方	
特徴	インターネット上の違法・ 有害相談を幅広く受付	相談者の意向に応じ、対象情報の違法性 を判断した上で、プロバイダ等に対して 「削除要請」を実施	児童ポルノ リベンジポルノ	誹謗中傷情報	インターネット上の違法情報及び重要犯罪 密接関連情報、自殺誘引等情報の通報の受 理、警察への情報提供及びプロバイダ等へ の削除依頼等の実施	一般的な法制度情報や相談 窓口の情報を案内（インターネットに特化せ ず）	
ア ク セ ス	Webフォーム	<a href="https://ihaho.jp/">https://ihaho.jp/</a>	インターネット人権相談 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> 子どもの人権SOS-eメール <a href="https://www.jinken.go.jp/kodomo">https://www.jinken.go.jp/kodomo</a>	<a href="https://www.safe-line.jp/report/">https://www.safe-line.jp/report/</a>	<a href="https://www.saferinternet.or.jp/bullying/hibouform/">https://www.saferinternet.or.jp/bullying/hibouform/</a>	<a href="https://www.internethotline.jp/">https://www.internethotline.jp/</a>	<a href="https://www.houterasu.or.jp/">https://www.houterasu.or.jp/</a>
	メール	—	—	—	—	—	—
	補足事項	—	メールの初回は Webフォームから登録	—	—	—	相談内容はWebフォーム から送信登録 回答はメールで送付 (回答への返信は不可)
	電話	—	みんなの人権110番 0570-003-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 子どもの人権110番 0120-007-110	—	—	—	法テラス・サポートダイヤル (0570-078374) ※相談者が犯罪被害者の場合は、犯罪被害者支 援ダイヤル (0120-079714)
相 談 へ の 対 応	対処方法	○	○	○	○	×	○ (弁護士による法律相談)
	削除依頼送付	×	○ (違法性が認められる場合のみ)	○	△ (削除等の対応を促す通知)	○	○ (弁護士に対応を依頼した場合)
取 扱 又 は 相 談 対 象 内 容	権利侵害 (名誉毀損、信用毀損 ／誹謗中傷) (プライバシー侵害) (なりすまし) (著作権、商標権)	○	○ (名誉毀損、信用毀損 ／誹謗中傷) (なりすまし) (プライバシー侵害)	×	○ (名誉毀損、信用毀損 ／誹謗中傷)のみ	×	○ (権利侵害に対する損害賠償等)
	違法情報	○	—	○ (一部除外あり)	×	○ (一部除外あり)	×
	有害情報	○	—	○ (自殺、ゲロシ等)	×	○ (自殺、重要犯罪密接関連情報 (注) 等)	×

注：個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪と密接に関連する情報（拳銃等の譲渡、爆発物・銃砲等の製造、殺人・強盗等の犯罪行為の請負・誘引・仲介等）

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ（主にウイルスや不正アクセス）に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

# 専門機関の相談・通報窓口一覧表（詳細版）

項目/名称	違法・有害情報 相談センター	法務局・地方法務局 (人権相談)	一般社団法人セーフラインインターネット協会 (SIA)		インターネット・ホットライン センター (IHC)	日本司法支援センター (法テラス)	
			セーフライン	誹謗中傷ホットライン			
運営主体 (または委託主体)	(総務省委託事業)	法務省	一般社団法人	一般社団法人	(警察庁委託事業)	法務省所管の法人	
公式サイトURL	<a href="https://ihaho.jp/">https://ihaho.jp/</a>	<a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html</a>	<a href="https://www.safe-line.jp/">https://www.safe-line.jp/</a>	<a href="https://www.saferinternet.or.jp/bullying/">https://www.saferinternet.or.jp/bullying/</a>	<a href="https://www.internethotline.jp/">https://www.internethotline.jp/</a>	<a href="https://www.houterasu.or.jp/">https://www.houterasu.or.jp/</a>	
相談対象者	誰でも	誰でも	誰でも (リベンジポルノは被害者ご本人)	誰でも (被害者ご本人、児童の場合は保護者の方や学校関係者)	誰でも (webフォームによる通報受理のみ。相談窓口ではない)	法制度情報、相談窓口に関する情報提供：誰でも 弁護士による法律相談：資力要件を満たした方	
特徴	インターネット上の違法・有害相談について幅広く受付。海外の事業者を使うサービスについても相談対応	相談者の意向に応じ、対象情報の違法性を判断した上で、プロバイダ等に対して「削除要請」を実施	児童ポルノ リベンジポルノ	誹謗中傷情報	インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報の受理、警察への情報提供及びプロバイダ等への削除依頼等の実施、児童ポルノへの対応としてINHOPEに加盟し国際的に連携。	一般的な法制度情報や相談窓口の情報を案内（インターネットに特化していない）	
アクセス	Webフォーム	○	○	○	○	○	
	メール	×	○	×	×	×	
	補足事項	—	メールの初回はWebフォームから登録	—	—	—	相談内容はWebフォームから送信登録 回答はメールで送付 (回答への返信は不可)
	電話	×	○	×	×	○	
	対面	×	○	×	×	○	
相談への対応	削除方法案内	○	○	○	×	△※	
	開示請求方法案内	○	○	×	×	△※	
	削除依頼送付	×	○	○	△※2	△※	
	海外サイトへの対応	○	○	○	○	△※	
	その他	・弁護士・警察等案内	・削除要請の方法について助言するほか、法テラスや弁護士、警察等の関係機関を紹介			・IHCのHP上で事案に応じた通報窓口、相談窓口及び参考サイトを案内	
補足事項				※1_解説はしていない ※2_削除等の対応を促す通知	※民事法律扶助（無料法律相談、弁護士費用等の立替制度）により、弁護士が対応できる場合がある		
取扱又は相談対象内容	権利侵害						
	名誉毀損、信用毀損（誹謗中傷）	○	○	×	○	○	
	なりすまし	○	○	×	×	○	
	プライバシー侵害	○	○	×	×	○	
	著作権、商標権	○	—※	×	×	○	
	違法情報						
	わいせつ	○	—※	○	×	○※	
	リベンジ	○	—※	○	×	△※1	
	児童ポルノ	○	—※	○	×	○※	
	いじめ	○	—※	○	×	○※	
	薬物等	△	—※	○	×	×	
	詐欺等	△	—※	×	×	○※	
	それ以外	○	—※	○※	×	○※2	
	有害情報						
	グロテスク	△	—※	△	×	×	
自殺	△	—※	○	×	○※3		
青少年有害	○	—※	×	×	×		
他者への差別	○	—※	×	×	×		
フェイク	△	—※	×	×	×		
重要犯罪密接関連情報（注）	△	—※	○	×	○		
それ以外	○	—※	—	×	×		
補足事項	・「違法情報」や「有害情報」は「権利侵害」に分類される内容であれば「削除依頼方法」等を相談者に案内。 ・上記のいずれにも当てはまる事が想定されない相談対象は、適切な相談窓口や通報先を案内（「△」で表記）。 ・発信者側からの相談（自身で発信した内容の削除/発信者情報開示請求への対応等）	※インターネット上の人権侵害情報に関する相談に限らず、個別具体的な人権侵害に関する相談を受付 ・上記「○」に区分される情報であっても、相談者の意向によっては関与できない場合もある。	※売春の誘引、通帳譲渡、フィッシング、不正アクセス		※1_わいせつ、児童ポルノに該当する場合 ※2_売春目的等の誘引、出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為、預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引、携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引、識別符号の入力を不正に要求する行為、不正アクセス行為を助長する行為 ※3_自殺関与及び自殺の誘引・勧誘についての情報	※権利侵害を受けた被害者、被害者のご家族、又は加害者からの相談に対応している。ただし、必ずしも専門的な法律相談が受けられるわけではない。	
問合せ	相談者	<a href="https://ihaho.jp/">https://ihaho.jp/</a>	・各法務局の代表番号	<a href="https://www.safe-line.jp/report/">https://www.safe-line.jp/report/</a>	<a href="https://www.saferinternet.or.jp/bullying/hibouform/">https://www.saferinternet.or.jp/bullying/hibouform/</a>	<a href="https://www.internethotline.jp/contacts/edit">https://www.internethotline.jp/contacts/edit</a>	・法テラス・サポートダイヤル (0570-078374) ※相談者が犯罪被害者の場合は、犯罪被害者支援ダイヤル (0120-079714)
			インターネット人権相談 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> 子どもの人権SOS-eメール <a href="https://www.jinken.go.jp/kodomo">https://www.jinken.go.jp/kodomo</a>				
			みんなの人権110番 0570-003-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 子どもの人権110番 0120-007-110				

注：個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪と密接に関連する情報（拳銃等の譲渡、爆発物・銃砲等の製造、殺人・強盗等の犯罪行為の請負・誘引・仲介等）

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ（主にウイルスや不正アクセス）に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」が  
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

# こんな違法・有害情報を見つけたら！

-  わいせつ・アダルト >
-  児童ポルノ >
-  薬物・ドラッグ >
-  出会い系・売春 >



- <  銀行口座・とばし携帯の売買
- <  フィッシング・不正アクセス
- <  拳銃・爆弾・殺人、強盗等の重要犯罪関連
- <  自殺仲間募集・自殺関与



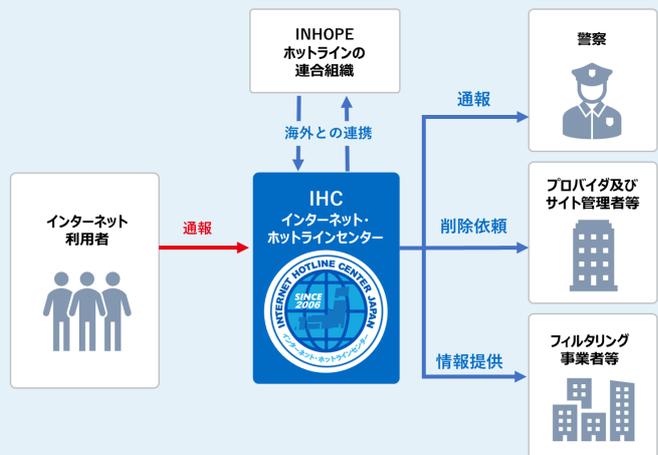
## インターネット・ホットラインセンター

<https://www.internethotline.jp/>

### IHCについて

警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター（IHC）では、インターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への通報やサイト管理者等への送信防止措置（削除等）を依頼します。

### 通報のしくみ



殺人・爆破予告、自殺予告等の人命に関わる事案は警察に通報（緊急を要するものは110番）してください。

IHC





薬物



児童ポルノ



いじめ



リベンジポルノ

あれ?この情報って  
違法じゃないの?



通報する

# すぐに 通報を!!

安心してインターネットを使える社会を実現するため、  
違法・有害情報をセーフラインへ通報してください。

「違法情報」「有害情報」の削除を要請!

## セーフライン

違法  
情報

- 児童ポルノ
- リベンジポルノ
- ネットいじめ
- 薬物
- わいせつ物
- フィッシング行為
- 振込詐欺

有害  
情報

- いじめの誘引・勧誘
- 危険ドラッグ (脱法ドラッグ)
- 自殺誘引・勧誘
- 犯罪行為の請負や仲介

セーフラインが国内外のサイト管理者やプロバイダに迅速な削除を要請します。

通報窓口

セーフライン

検索



セーフライン WEBサイト <http://www.safe-line.jp>



一般社団法人セーフインターネット協会  
Safer Internet Association

※殺人・爆破・自殺予告など緊急に対応が必要な情報は  
警察に110番通報をお願いします

より良いインターネット社会の実現のために

一般社団法人セーフインターネット協会 (Safer Internet Association, SIA) は、インターネットの悪用を抑え自由なインターネット環境を護るために、統計を用いた科学的アプローチ、数値化した効果検証スキームを通して、実効的な対策を立案・実行していくための団体として、2013年11月にインターネットビジネスを行う企業の有志で設立いたしました。

SIAは、インターネットに関係するさまざまな主体の連携や利害調整を進め、利用者のリテラシー教育を促進することによって、一般市民や企業が、安価に、安心してインターネットを活用し、日々の生活を豊かにしていくために活動していきます。

正会員: ヤフー株式会社 / アルプス システム インテグレーション株式会社 / ピットクルー株式会社

違法情報



児童ポルノ

実在する児童(18歳未満の子ども)の裸の画像で、アダルト要素が強い場合



「リベンジポルノ」に該当する画像・動画

本人の意に反して、個人の裸の画像や動画が掲載されている場合  
※アダルトビデオなどは対象としていません



児童のいじめを写した画像・動画

児童がいじめられている場面を写した画像や動画が掲載されている場合



規制薬物の濫用を煽る行為・広告

規制薬物(覚せい剤、麻薬、大麻、向精神薬)を自ら使用したり、他人に使用するよう勧めたりする場合  
規制薬物と認められる商品について、広告を掲載している場合



わいせつ物(アダルト)

性器が明らかに確認できる無修正画像(モザイクなし)やそれに近い画像が掲載されている場合



売春目的の誘引

売春又は売春周旋の目的で、売春の相手方となるよう誘いかけている場合



出会い系サイト規制法違反

出会い系サイトで、児童(18歳未満)に対して、性行為や異性交際の相手方になるよう誘いかけている場合



ID・パスワードの入力を不正に要求する行為

偽のウェブサイトを作り、ID、パスワード等を入力するよう求める行為(フィッシング行為)



預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引

預貯金通帳等(キャッシュカードやモバイルバンク等のID・パスワード等も含む)を、売買、レンタル等するよう誘いかける場合



携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引

他人名義の携帯電話(SIMカード含む)を携帯電話事業者の承諾無く売買したり、譲渡したりすること

有害情報

児童を対象としたいじめの勧誘

特定の児童をいじめようと勧誘している場合  
特定の児童に対して、「いじめようぜ」、「殴ってやる」、「みんなで無視しよう」など、いじめ行為を勧誘、誘引する表現が記載されている場合など

危険ドラッグ(脱法ドラッグ)の販売・譲渡

違法と認定はされていないものの、催眠・興奮・幻覚・幻聴作用などがあり、身体の健康を害すおそれの高い薬物を販売している場合

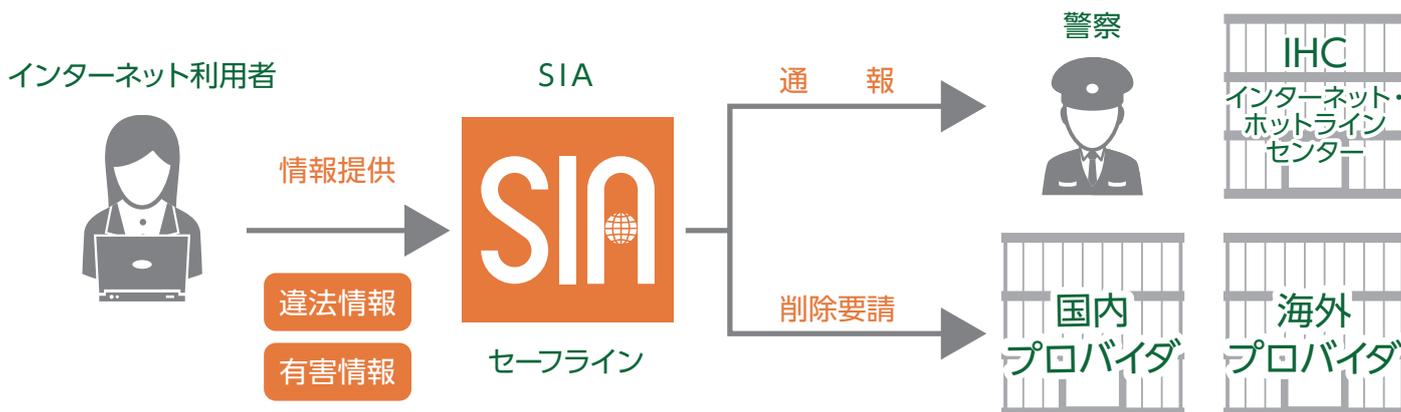
人を自殺に勧誘・誘引する情報

自殺仲間を募集する方法などにより、人を自殺に誘引等する場合

犯罪行為の請負や仲介

違法行為を行うよう、インターネット上で請け負ったり、仲介したり、誘いかけたりする場合

通報のしくみ



## ネット上に書き込まれた誹謗中傷などでお困りのことはないですか？

ネット上の誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害、著作権侵害などに関する書き込みへの対応や削除要請方法、その他トラブルに関する対応方法などについてご案内しています。（総務省委託事業）

### <受け付けている相談の典型例>

- 住所・氏名などの情報と名誉毀損にあたると思われる書き込みや顔のわかる画像や映像が許可なく掲載されているため、削除要請方法を知りたい。
- 自分のプライバシー情報と共に名誉毀損と見られる内容を書き込んだ人を特定したいので、どのような方法があるか知りたい。
- 削除依頼をしたいが、サイト管理者等の連絡先が分からないので教えてほしい。
- SNS上で自分になりすましているアカウントがある。どうすれば良いか分からない。
- 以前の交際相手が、交際当時の写真を投稿している。削除してほしいが、どうすればよいか分からない。

### <この機関で対応できること>

- Web上の「相談マイページ」で相談を受け付けています。当センターのホームページよりご利用登録いただき「相談マイページ」からご相談ください。
- 「相談マイページ」を通じて相談員よりご相談への回答を行います。また、ご不明点や追加の質問・相談ができます。なお、電話やメールなどでのご相談は行っておりません。
- 当センターは、相談員が、削除要請の方法やネット上に公開されている書き込み等についての対応方法についてご案内する機関となります。削除などの対応を代行することや書き込み内容の法的な判断は行えませんのであらかじめご了解ください。

### <連絡先>



ホームページ

違法・有害情報相談センター

<https://www.ihaho.jp/>

LINE公式アカウント 違法・有害情報相談センター

- 公式アカウントからホームページを通して利用・相談登録ができます。
- 相談の回答通知がLINEに届きます。
- FAQなどの情報を確認できます。





SNS



匿名掲示板



まとめサイト



ブログ

ネットの誹謗中傷の  
被害にあわれたら

# まずは連絡

## 誹謗中傷ホットライン

一人で悩まず以下の対応を検討してみませんか？

投稿を削除したい

誹謗中傷ホットラインへの連絡

悩みを相談したい

相談機関のご紹介

警察に相談したい

最寄りの警察署のご紹介

【誹謗中傷ホットラインへの連絡】

誹謗中傷ホットラインが国内外のプロバイダ等に利用規約に沿った対応を促す通知をします

※連絡前に、公式HPの「相談にあたって」「FAQ」を一読ください。

【誹謗中傷ホットラインとは】

誹謗中傷ホットラインはインターネット企業有志によって運営される一般社団法人セーフインターネット協会(SIA)が運営しています。連絡を受けた誹謗中傷情報について、一定の基準に該当すると判断した情報について、国内外のプロバイダ等に利用規約に沿った対応を促す通知をします



一般社団法人セーフインターネット協会  
Safer Internet Association

誹謗中傷ホットライン

検索



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>





## 日本司法支援センター（法テラス）

**法テラスは、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。**  
お問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報をご案内しています。  
また、経済的に余裕のない方を対象に、無料の法律相談や弁護士・司法書士費用等を立て替える**民事法律扶助制度**があります（ご利用には要件があります。）。

### <受け付けている相談の典型例>

違法・有害情報に関わらず、法的トラブルに関するお問合せを受け付けています。持ち合わせている情報の中から、解決に役立つ法制度や適切な相談窓口をご案内します。

### <この機関で対応できること>

- ・ 民事法律扶助制度を利用して、無料の法律相談をご利用いただくためには、以下の要件を満たしている必要があります。
  - ① 相談する内容が民事、家事または行政に関する問題であること（刑事事件は対象外です）
  - ② 収入基準と資産基準を満たしていること
  - ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること
- ・ 同一問題につき、3回までご利用いただけます。
- ・ 法テラスが行う法律相談は、必ずしもインターネット上の違法・有害情報に関して専門的に取り扱う弁護士が担当するものではありません。

### <連絡先>

**法制度情報や、相談窓口を知りたい方は、**

#### **法テラス・サポートダイヤル**

電話番号 0570-078374（おなやみなし）

IP電話、プリペイド携帯からは、03-6745-5600

わいせつ被害やリベンジポルノ等、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族は、

**犯罪被害者支援ダイヤル** 0120-079714（なくことないよ）へお問合せください。

受付時間 平日9時～21時、土曜日（祝日を除く）9時～17時

メールでは24時間お問合せを受け付けています。

メール受付フォーム <https://www.houterasu.or.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=toiawase>

**法律相談の予約をしたい方は、**

**法テラス地方事務所**へお問合せください。

各事務所の電話番号は、法テラス公式HPでご確認ください。

<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>

受付時間 平日9時～17時

公式HP  
トップページ



いじめ、虐待などを  
見聞きしたときも  
情報をお寄せください

差別

暴行・虐待

ひとりでも悩まず  
電話してください

セクハラ  
パワハラ

いじめ・体罰

インターネットによる  
誹謗中傷



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん



みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんなの ひゃくとおぼん



0570-0003-110

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日8:30~17:15
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
- 秘密を守ります。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

子どもの人権110番

受付時間  
平日8:30~17:15  
(全国共通・通話料無料)

ゼロ ゼロ みんなの ひゃくとおぼん

**0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話  
です。いじめや体罰などの子どもの  
人権についての相談は  
こちらへどうぞ。

女性の人権ホットライン

受付時間  
平日8:30~17:15  
(全国共通)

ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン

**0570-070-810**

女性の人権についての専用相談電話  
です。セクハラやDVなどの女性の  
人権についての相談は  
こちらへどうぞ。

インターネット人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

インターネットによる人権相談は  
こちらへどうぞ。パソコン、  
スマートフォン・携帯電話から  
ご利用できます。

法務省人権擁護局で検索！



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



このポスターは見やすく読みやすい文字（ユニバーサルデザインフォント）を採用しています。